

高 圧 産 業 用 電 力 I

(選 択 供 給 条 件)

2026年11月 1 日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

高 圧 産 業 用 電 力 I

目 次

1	適 用	1
2	契 約 種 別	1
3	選択供給条件の変更	1
4	契 約 期 間	2
5	季 節 区 分	3
6	産 業 用 電 力 I	3
7	産業用臨時電力 I	5
8	産業用自家発補給電力 I	7
附	則	11

1 適 用

この選択供給条件は、標準供給条件の産業用電力の適用範囲に該当し、
高圧で電気の供給を受けて、かつ、契約電力が500キロワット未満のお客
さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

2 契 約 種 別

契約種別は、次のとおりといたします。

(1) 産 業 用 電 力 I

産業用電力A－Iをいいます。

(2) 産 業 用 臨 時 電 力 I

(3) 産 業 用 自 家 発 補 給 電 力 I

3 選 択 供 給 条 件 の 変 更

- (1) 当社は、契約期間中であっても、次の場合には、この選択供給条件を
変更することがあります。この場合、お客さまとの電気料金その他の供
給条件は、変更後の選択供給条件によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電
事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託
送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または法令の制定もし
しくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ その他、変更すべき合理的な事由が生じた場合

- (2) (1)の場合、当社は、選択供給条件の変更内容について、書面の交付ま
たは電子メールの送信もしくはインターネット上の当社ウェブサイト
に掲載する方法（以下「電磁的方法」といいます。）等によりお客さまに
お知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の

交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。また、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合には、当該変更となる事項の概要のみを、書面を交付することなく、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法によりお客さまにお知らせすることがあります。

- (3) お客さまは、(1)に定めるこの選択供給条件の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの選択供給条件による契約を将来に向かって解約することができます。

4 契 約 期 間

- (1) 契約期間は、産業用臨時電力Ⅰの場合を除き、料金適用開始の日（需給契約の変更にかかる料金適用開始の日を含みます。）以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了の日の1か月前までにお客さままたは当社から異議の申し出がない場合は、お客さまの契約期間を契約期間満了の日の翌日から1年間延伸するものとし、以後もこの例によるものといたします。この場合、当社は、契約期間について、書面の交付または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、変更とならないその他の事項については、ご説明および書面の交付または電磁的方法等によるお知らせを省略することがあります。

- (3) 産業用臨時電力Ⅰの契約期間は、料金適用開始の日から、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日までといたします。
- (4) お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(1)、(2)および(3)にかかわらず、原則として当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

- (5) 契約期間満了に先だって、原則として標準供給条件またはこの選択供給条件以外の選択供給条件に需給契約を変更することはできません。

5 季 節 区 分

季節区分は、次のとおりといたします。

- (1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

- (2) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

6 産 業 用 電 力 I

- (1) 適 用 範 囲

標準供給条件の産業用電力の適用範囲に該当し、高圧で電気の供給を受けて、かつ、契約電力が500キロワット未満のお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

- (2) 契 約 電 力

契約電力は、標準供給条件の産業用電力に準じて定めます。

- (3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により、市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたも

のとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める高圧産業用電力Ⅰ料金表のとおりいたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（(4)ハの予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額いたします。

ロ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の産業用電力に準ずるものいたします。

(4) そ の 他

イ 最大需要電力が500キロワット以上となる場合の料金は、標準供給条件の産業用電力Aに準じて算定いたします。この場合、蓄熱調整契約をあわせて契約されるお客さまについては、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものいたします。

ロ 産業用電力A－Ⅰの適用後1年に満たない場合は、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。また、産業用電力A－Ⅰから他の契約種別に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、産業用電力A－Ⅰを適用いたしません。

ハ お客さまが希望される場合は、標準供給条件の産業用電力に準じ、標準供給条件の予備電力を契約することができます。ただし、この場合の予備電力の基本料金および電力量料金は、次のとおりいたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、標準供給条件の予備電力に定めるものいたします。

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量につき、常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ニ お客さまが契約電力を新たに設定し、または増加された後、1 年に満たないで需給契約が消滅する場合または契約電力を減少しようとする場合は、標準供給条件41（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）に準じて精算いたします。

この場合、標準供給条件41（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）にいう臨時電力は、この選択供給条件の産業用臨時電力Ⅰといたします。ただし、Ⅰの適用を受ける期間については、標準供給条件の臨時電力といたします。

ホ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、標準供給条件を準用するものといたします。

7 産業用臨時電力Ⅰ

(1) 適 用 範 囲

標準供給条件の臨時電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも適合するお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ 高圧で電気の供給を受けて、かつ、契約電力が500キロワット未満の需要であること。

ロ 標準供給条件の産業用電力の適用範囲に該当する需要であること。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、標準供給条件の臨時電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表 1（再生可能

エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】 3 (燃料費調整額の差引きまたは加算) により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】 3 (市場価格調整額の差引きまたは加算) により、市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】 3 (離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算) により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、産業用電力 A－I の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合(予備電力によって電気を使用した場合を除きます。)の基本料金は、産業用電力 A－I の該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、別に定める高圧産業用電力 I 料金表のとおりといたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の臨時電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ 当該一般送配電事業者等は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、産業用臨時電力Ⅰを適用いたします。

ハ 産業用臨時電力Ⅰの契約使用期間満了までの間（ロにより新たに契約使用期間を定める場合を含みます。）、原則として標準供給条件の臨時電力に需給契約を変更することはできません。また、標準供給条件の臨時電力の適用を受けるお客さまは、産業用臨時電力Ⅰに需給契約を変更できません。

ニ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、標準供給条件の臨時電力に準ずるものといたします。

8 産業用自家発補給電力Ⅰ

(1) 適用範囲

標準供給条件の産業用自家発補給電力の適用範囲に該当し、次のいずれにも適合するお客さまで、当社との協議が整った場合に適用いたします。

イ 高圧で電気の供給を受けて、かつ、契約電力が500キロワット未満の需要であること。

ロ 標準供給条件の産業用電力の適用範囲に該当する需要であること。

(2) 契約電力

契約電力は、標準供給条件の産業用自家発補給電力に準じて定めます。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたもの

といたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により、市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものいたします。

イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める高圧産業用電力Ⅰ料金表のとおりといたします。

ロ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の産業用自家発補給電力に準ずるものいたします。

(4) 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

イ 使用電力量は、産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものいたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、産業用自家発補給電力Ⅰの使用のつど選択することはできません。

(i) 産業用自家発補給電力Ⅰの使用の前月または前年同月における常時供給分の平均電力

(ii) 産業用自家発補給電力Ⅰの使用の前3月間における常時供給分の

平均電力

(ハ) 産業用自家発補給電力Ⅰの使用の前３日間における常時供給分の平均電力

ロ 産業用自家発補給電力Ⅰの継続した使用期間を通算して産業用自家発補給電力Ⅰの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、産業用自家発補給電力Ⅰの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を産業用自家発補給電力Ⅰの使用電力量といたします。

ハ 使用電力量の区分

産業用自家発補給電力Ⅰの使用電力量は、原則として産業用自家発補給電力Ⅰの最大需要電力に産業用自家発補給電力Ⅰの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(5) そ の 他

イ 定期検査および定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定め、その１月前に再協議してその時期を確認いたします。

なお、その実施の時期に需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ 産業用自家発補給電力Ⅰの適用後１年に満たない場合は、原則として標準供給条件の産業用自家発補給電力に需給契約を変更することはできません。また、産業用自家発補給電力Ⅰから標準供給条件の産業用自家発補給電力に需給契約を変更された後１年に満たないお客さまについては、産業用自家発補給電力Ⅰを適用いたしません。

ニ 産業用自家発補給電力Ⅰとあわせて、選択供給条件の負荷率別契約

の適用を受けることはできません。

ホ その他の事項については、特に定めのある場合を除き、標準供給条件の産業用自家発補給電力に準ずるものいたします。

1 実 施 期 日

この選択供給条件は、2026年11月 1 日から実施いたします。

2 蓄熱調整契約をあわせて契約される場合の特別措置

(1) 適 用 範 囲

6（産業用電力Ⅰ）または附則 3（産業用季時別電力 A－Ⅰについての特別措置）として電気の供給を受け、蓄熱槽を有する負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）により、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能なお客さまで、当社との協議が整った場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 時 間 帯 区 分

イ 昼 間 時 間

毎日午前 8 時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜 間 時 間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、6（産業用電力Ⅰ）(3)および附則 3（産業用季時別電力 A－Ⅰについての特別措置）(2)によって算定された金額から(4)によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

(4) 蓄 熱 割 引 額

イ 産業用電力 A－I として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{産業用電力 A－I の夏季}_{(5)} \text{の料金またはその他季料金} - \text{蓄熱単価} \right]$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、産業用電力 A－I の夏季料金を、その他季の蓄熱電力量には、産業用電力 A－I のその他季料金をそれぞれ適用いたします。

ロ 産業用季時別電力 A－I として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \frac{\text{その1月の蓄熱電力量}}{\text{蓄熱電力量}} \times \left[\text{産業用季時別電力 A－I}_{(5)} \text{の夜間時間における電力量料金} - \text{蓄熱単価} \right]$$

(5) 蓄 熱 単 価

蓄熱単価は、別に定める高圧産業用電力 I 料金表のとおりといたします。

(6) 蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合は、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。ただし、蓄熱調整契約附則 4（蓄熱運転により夜間時間に最大需要電力が発生する場合の取扱いに関する特別措置）(2)ハの割引単価については、別に定める高圧産業用電力 I 料金表のとおりといたします。

(7) その他の事項については、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

3 産業用季時別電力 A－I についての特別措置

この選択供給条件実施の際現に変更前の選択供給条件附則 3（産業用季時別電力 A－I についての特別措置）の適用を受けているお客さまで、当社との協議が整った場合に、当分の間、この特別措置を適用いたします。

(1) 時 間 帯 区 分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピ ー ク 時 間

夏季の毎日午後 1 時から午後 4 時までの時間をいいます。ただし、

日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日の該当する時間を除きます。

ロ 昼 間 時 間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間ならびに日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日の該当する時間を除きます。

ハ 夜 間 時 間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(2) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ロによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準供給条件において別に定める料金表【燃料費調整】3（燃料費調整額の差引きまたは加算）により、燃料費調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【市場価格調整】3（市場価格調整額の差引きまたは加算）により、市場価格調整額を差し引いたものまたは加えたものとし、標準供給条件において別に定める料金表【離島ユニバーサルサービス調整】3（離島ユニバーサルサービス調整額の差引きまたは加算）により、離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。

イ 基本料金および電力量料金

基本料金および電力量料金は、別に定める高圧産業用電力Ⅰ料金表のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（6〔産業用電力Ⅰ〕(4)ハの予備電力によって電気を使用した場合を除き

ます。)の基本料金は、半額といたします。

ロ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、標準供給条件の産業用電力に準ずるものといたします。

(3) そ の 他

イ 使用電力量は、各時間帯別に標準供給条件22（使用電力量等の算定）に準じて算定するものといたします。

ロ 最大需要電力が500キロワット以上となる場合の料金は、標準供給条件附則3（業務用季時別電力Aおよび産業用季時別電力Aについての特別措置）に定める産業用季時別電力Aに準じて算定いたします。
この場合、蓄熱調整契約をあわせて契約されるお客さまについては、選択供給条件の蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

ハ 産業用季時別電力A－Iとあわせて標準供給条件の産業用自家発補給電力または産業用自家発補給電力Iを契約される場合の基準の電力は、各時間帯別に定めるものといたします。

ニ 6（産業用電力I）(4)ニの精算に用いる各時間帯別の使用電力量は、産業用臨時電力Iまたは標準供給条件の臨時電力を適用する部分の契約電力とそれ以外の契約電力の比であん分したものといたします。

ホ この特別措置に定めのない事項については、産業用電力Iに準ずるものといたします。